

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月2日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 福嶋 誠也

1 契約の概要

児童手当受給世帯等を対象に、物価高対応子育て応援手当支給事業を実施することとなり、支給対象者に応援手当に関する通知を至急行う必要があるため、通知に用いる庄着ハガキの印刷について緊急契約を締結します。

2 履行（納品）場所

こども青少年局こども家庭課及び委託事業者倉庫

3 契約日

令和7年12月19日

4 履行日又は履行期間

令和7年12月19日

5 契約金額

1,984,400円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社 KMC

神奈川県横浜市中区日本大通7日本大通7ビル4階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

物価高対応子育て応援手当は、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、11月に国の総合経済対策に盛り込まれ、補正予算案が閣議決定されました。

本市では、3月上旬の支給に向けて12月補正予算などの対応を進めてきたところですが、12月16日の国の補正予算可決後、翌12月17日に、支給対象者への受給の意思確認が必要なことが、物価高対応子育て応援手当支給要領で正式に国から示されました。

支給対象者に対しては、受給の意思確認が必要なこと等から、確実に通知するため庄

着ハガキにより通知しますが、3月上旬の支払スケジュールから逆算すると、12月19日までに圧着ハガキの印刷を完了し、発送事業者により支給者対象者の住所情報などを印刷し、1月14日には支給対象者へ発送する必要があります。

圧着ハガキの納期が遅れると、約30万人の支給対象者へ年度内の支給が間に合わなくなり、市民生活にも多大な影響が生じることから、納期を間に合わせるため、緊急契約を締結することとしました。

8 契約の相手方の選定理由

契約の相手方は、今回使用するハガキと同一の圧着ハガキを本市で受注した実績があります。そのため、今回の業務内容も十分に理解しており、迅速かつ適切な対応が可能であると考えました。短納期である本件も、受託可能であると確認できたことから、当該事業者と契約締結することとしました。

9 所管課

こども青少年局こども家庭課